

- 向津具半島にあるA法人は、地理的条件から既存法人等との連携が難しく、営農を継続していくためには地域の新規就農者と連携した営農体制の構築が課題。
- B法人を設立した新規就農者を育成するため、大豆等の技術指導を徹底して行うとともに、集落営農法人であるA法人との法人間連携を図るために機械の計画的な導入や作業受委託の条件整理等を支援。
- その結果、B法人は大豆等の高収量を達成し、作業受託等による経営基盤ができ、A法人との法人間連携による地域の営農体制を構築。

具体的な成果

普及指導員の活動

1 B法人(新規就農者)による新規作物の安定生産

- 大豆、小麦の主要作業について濃密指導を行い、管内で一番の高収量を達成。

令和3年産大豆
単収231kg/10a

令和4年産小麦
単収572kg/10a

2 法人間連携を想定した機械の計画的な整備

- A法人が施肥播種機と大豆コンバイン、B法人が大豆乾燥機と選別機を導入することにより、地域における大豆の機械体系を整備。

3 作業受委託による法人間連携体制の構築

- 作業受委託の条件を整理することにより、A法人の大豆栽培の基幹作業をB法人に委託する営農体制を確立。

B法人による作業受託実績

令和3年
1.3ha



令和4年
2.5ha

平成30～31年

- 圃場整備を契機として法人設立発起人会で協議を進め、A法人の設立を支援。

令和元～2年

- 同地域出身の青年の就農相談を契機に、関係機関と共に就農を支援。
- A法人の労力確保と新規就農者の経営拡大に向けた課題を整理。

令和3～4年

- 新規就農者によるB法人の設立に合わせて、大豆等の新規作物を導入し、適期作業を濃密指導。
- A法人とB法人の連携を想定した機械の整備計画や補助事業による導入を支援。
- 作業受委託の作業内容や料金設定等について、A法人とB法人とともに検討を重ね、作業受委託の条件整理を支援。

普及指導員だからできたこと

- ・B法人の新規作物の導入にあわせた技術指導等の伴走支援により、新規就農者を育成するとともに法人の経営基盤を早期に確立できた。

- ・向津具地域の特殊性やA法人とB法人の経営課題を考慮し、両法人を交えて機械の整備計画や作業受委託等をコーディネートすることにより、法人間連携による独自の地域営農体制を構築できた。

新規就農者の育成と法人間連携体制の構築

活動期間：平成 30～令和 4 年度

1. 取組の背景

長門管内では、集落営農法人（以下、法人）の課題に対して、3 地区で集落営農法人連合体（以下、連合体）を設立し、航空防除等の各種事業の推進を支援することにより、地域営農の展開を促してきた。

一方で、地理的条件等により、連合体と十分に連携がとれず相互補完が困難な法人もあることから、このような法人が将来に渡り安定的に営農を継続できるよう、関係機関とともに地域の実状に応じた営農体制の検討を進めた。

向津具地域の圃場整備を契機として設立された法人（以下、A 法人）と、A 法人の設立から時を後にして新規就農した青年（就農後、法人化（以下、B 法人））を対象として法人間連携を進めることにより、当該地域の営農体制を構築することとした。

2. 活動内容（詳細）

（1）新規就農者の就農・定着支援

- 令和元年 11 月、向津具地域の青年から親の農業経営を継承する形での就農相談を受けた。随時面談を行い、関係機関で情報共有しながら就農に向けた支援を開始した。
- 当該青年は父親が A 法人の理事であり、A 法人への参加も選択肢として検討を進めたが、自ら経営の主体になりたいという思いが強くあったことから、本人の意向を聞き取りながら経営計画の作成等を支援し、新規就農者としての手続きを進めた。
- 経営計画を検討する中で、農地集積や麦、大豆等を新規に作付ける将来構想と法人化の希望もあったため、新規就業者等産地拡大促進事業（令和 3 年度）等の調整や法人化の検討を行い、B 法人の設立や従業員の雇用に合わせて機械・施設の事業導入等の手続き支援を行った。
- 早期に B 法人の経営安定化を図るため、新規導入作物である大豆や小麦の適期作業について、適宜個別に対応することにより、徹底した栽培指導を行った。
- また、いち早く地域内で信頼を得られる経営体となるよう、地域の話し合いへの参加や営農の関わり方を提案するとともに、A 法人を B 法人と地域の仲介役に位置づけ、B 法人の育成を図った。

（2）集落営農法人の設立と法人間連携体制の検討

- 向津具地域の圃場整備事業を契機に平成 30 年から法人設立発起人会で協議を進め、関係機関と連携して情報提供等を行い、A 法人の設立支援を行った。
- 将来的な労力確保に向けて、新規就農者や近隣法人との連携について協議

を進めるなど、話し合いの場を設定し合意を取りながら、段階的に連携することへの意識醸成を図った。

- B 法人と連携した営農体制に必要な機械・施設の整備計画を協議し、コロナに負けない農業経営実践加速化事業（令和 3 年度）による機械導入の調整を行い、手続き支援を行った。
- 大豆及び飼料用米生産に係る法人間連携を具体的に進めるために、料金設定の情報提供等を行うとともに、両法人による作業計画や作業分担等を協議し、作業受委託内容の整理を行った。
- 農地中間管理機構と連携し、A 法人と B 法人の農地集積の方向性等について協議し、農地を引き受ける可能性がある地権者、耕作者を対象にした農地集積に係る説明会の事前打ち合わせ及び開催の支援を行った。
- A 法人の新規導入作物であるキャベツの栽培指導を行う中で、一部作業の B 法人への委託について経営試算をふまえて提案し、収穫作業における連携体制について検討を開始した。
- B 法人の雇用状況等を確認しながら、A 法人との事務作業の法人間連携について提案を行った。

3. 具体的な成果（詳細）

（1）新規就農者の法人化と経営安定

- 向津具地域では、A 法人に次いで新規就農者による B 法人が設立され、2 つの経営体による地域営農の基盤ができた。
- 地域内の法人間連携を前提とした効率的な機械整備を進めた（写真 1）。また、B 法人に対し、重点的な技術指導を行い、大豆、小麦の栽培の早期技術習得を支援した。このことにより B 法人が両品目で高収量を達成し、地域内での実績づくりや関係機関との信頼関係の構築が進んだ。



写真 1 導入機械を利用した B 法人による大豆の作業受託

（2）法人間連携体制の整備

- 大豆及び飼料用米生産に係る作業受託の条件整理により、法人間連携を活用した各法人の基本的な営農体制が整備された（図 1）。
- B 法人の経験不足に対する地域内の不安感を A 法人の仲介により払拭すると同時に、A 法人の労力確保と B 法人の経営拡大を両立した地域独自の法人間連携による営農体制が構築できた。

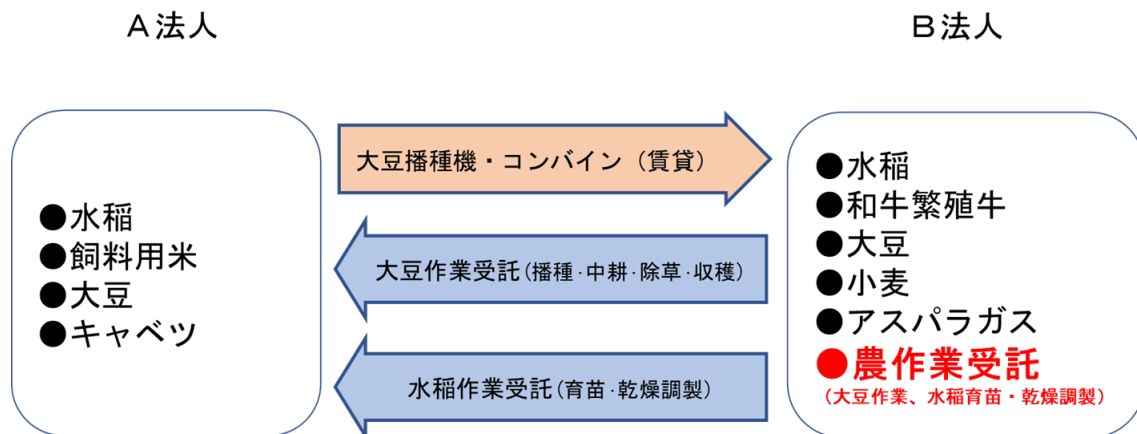


図1 法人関連携の相関図

4. 農家等からの評価・コメント（A 法人理事、B 法人代表）

「B 法人代表の意向を尊重しながら協議を重ねることで法人間連携のしくみができた。大豆の基幹作業を任せることができ大変助かっている。構成員も高齢化していく中、B 法人の役割は大きくなっているが、A 法人内でも構成員の新規加入や役員の改選等で機能を維持しながら徐々に B 法人へ経営移譲できたらと考えている。」（A 法人理事）

「新規の大豆、麦栽培による補助金や機械導入によって経営拡大に向けた環境が整った。雇用費の捻出等経営の課題はあるが、将来的な A 法人の吸収合併も見据えて雇用の検討も進めていきたい。」（B 法人代表）

5. 普及指導員のコメント（長門農林水産事務所農業部・課長・中野）

地理的に制約のある地域であるが、営農を継続していくために地域の実態に即した形で法人間連携の基盤ができた。新たに労力調整の課題が発生しているが、各法人の将来構想とすり合わせながら運営の支援をしていきたい。

6. 現状・今後の展開等

法人間連携体制は継続して機能しているものの、A 法人の作業員の離脱や B 法人の急激な経営拡大のため労力負担が増加している。各法人で維持、拡大に応じた体制準備を進めている。